



◆販売CIFへの登録のお願い

【販売CIF登録】とは、営農販売部（流通センター・共選所）で、『農産物の精算金振込』『出荷資材代金・生産部会費・開約料金・土壌診断等引落』『生産部会手当・各補助金等振込』、口座利用する際に必要となるため、登録がまだの方や、今後必要な方は、登録をお願い致します。

- 対象者：新規就農者、事情により農業を継承された方
例）高齢の父より、経営移譲された場合等
- 登録方法：①登録用紙が各流通センター・共選所にあります。（支所でも対応可能）
②必要事項記入、口座登録印の押印を記入し、流通センター・共選所へ提出下さい。
※組合員コード、口座番号、口座印等が必要です。不明な点は、登録場所でご相談下さい。
- 留意事項
①JAグリーン長野で、新たに組合員になれる方は、まず支所にて組合加入、口座開設をして下さい。
②口座をお持ちでも、組合員ではない場合（組合員の家族等）があります。不明な場合は、通帳に記載されている、支所へご相談下さい。

◆生育状況について

3月初旬の桜開花予報によると、開花始は4月9日頃で昨年比1日遅く、平年比2日早い遅い予想となっている。季節予報では、今後気温は平年並みから高いと予報されている。今後の気温と土壌水分の状況によっても左右されるが、今後の生育状況をよく確認し、春作業を実施する。

◆春季の除草剤散布について

- 散布時期：春
- 使用薬剤 ※展着剤の加用は必要ない。

使用薬剤	対象雑草	倍率の目安	水10ℓ 当り調合量	10a当り 散布量	収穫前日数 使用回数
ラウンドアップ マックスロード	一般雑草	100倍	100ml	少量散布 25～50ℓ	収穫7日前 年間3回まで
	多年生雑草	50倍	200ml		
	スギナ	25倍	400ml		
草枯らしMIC	一般雑草	200倍	50ml	通常散布 50ℓ～ 100ℓ	
	多年生雑草	100倍	100ml		
コンパカレール液剤	一般雑草	200倍	50ml		
	多年生雑草	100倍	100ml		

- 留意事項
1) 上記の除草剤はいずれもラウンドアップ系除草剤となっているので、通算での使用回数は年間3回までとなっている。年間とは前年の収穫後から今年の収穫までの期間になる。
2) 専用ノズルを使用し飛散を防止する。
3) 草丈は20cm位での散布が効果的（30cm以下で使用）。
また、土が見えている状態では効率が悪い。土にかかった分は分解します。
4) ラウンドアップ系除草剤を使用する場合は、ヒコバエや根など作物には絶対にかからないように注意する。風向きに注意する。
5) 量販店で販売されているラウンドアップ等（グリホサート系）の類似品（非農耕地用）は農耕地には使用できません。農耕地で使用した場合は無登録農薬を使用したことになるので絶対に使用しないで下さい。
6) 春（開花時期）は訪花昆虫（ミツバチなど）が飛んでいるので、バスタ液剤・ザクサ液剤などは使用しない。

◆農産物残渣の焼却について

野焼きは原則禁止ですが農業を営むためにやむを得ない場合は例外とされています。ただし焼却は最小限になるように努めて下さい。また堆肥の原料や土壌改良資材として有効活用しましょう。

このところ、大規模な山火事なども発生しており、火の取り扱いには十分注意しましょう。

1. 消防署へ連絡(事前の申し出と、緊急時に連絡が取れるようにしておく)
届出書 <https://www.city.nagano.nagano.jp/n801500/contents/p000136.html> より、ダウンロード可能。
2. 周りの状況に注意する(住民から苦情が出ないように)
3. 家庭ゴミ、農業用廃プラスチック等を一緒に焼却しない。
4. 風の無い時を選ぶ(風が出てきたら焼却作業を止めてください)
5. 周りに燃え移るものが無い所で実施する。(枯れ草などが無い所、土手際・山際は不可)
6. 消火できるように準備(水バケツ・SS用意)
7. その場を離れない(人がいない場合、消防は消していきます)
8. 完全に消火する(夜は燃やせない)

◆薬剤散布は注意して実施する

近年、薬剤散布による苦情が寄せられます。薬剤散布には充分注意する。

1. 時間帯や風向きに注意し、隣接する家・駐車場の車・洗濯物、河川、畜舎に飛散させないように注意にする。
2. 通学路の付近で通学中の時間帯や交通量の多い道路に面した園地は、特に注意する。
3. 防除をする場合は無風の日を選び、野菜・アスパラガス等の他作物・他品目に薬液が掛からないように十分注意する。特に収穫期の作物が近くにある場合は、散布前に隣接園の園主へ声をかけてから行う。
4. 残った薬液や器具洗浄の際は、河川・用排水路等に流れ込まないように注意する。
5. 散布者もマスク・カッパ等装備をし、健康に注意する。

◆石灰硫黄合剤の注意点について

日本では、果樹などの殺虫・殺菌のため、春先に石灰硫黄合剤が使用される。

この農薬は、アルカリであるため、皮膚に深く侵したり、眼に障害をもたらすことがあり、重症になると、長期の入院と手術が必要な場合がある。

重症となる事例は「防水着を忘れたのに、そのまま散布した」「体が薬液に濡れたのに、そのまま散布を続けた」ということが原因である場合が多い。

石灰硫黄合剤は、濡れた時には痛みがない。それでいて、30分後に洗っても手遅れになる。すぐに水で洗う。下記に安全な防除のポイントを示す。

- ・シャツ・ズボンなどが薬液で濡れたら、すぐに脱いで体を水で洗う。
- ・果樹園に着いたら防水着がない。「取りに帰るのは面倒だから、散布しちやえ」は、危険。
- ・防護具をしっかりと着用。(防水頭巾・防除衣上下・ゴーグル・マスク・手袋・長靴等)
- ・風上から散布。・散布が終われば、手洗い・洗顔・うがいを行う。
- ・家に着いたら、シャワー・風呂を使い、新しいものに着替える。
- ・石灰硫黄合剤は保管中に固まって(凍って)しまっている場合があるので、ぬるま湯に容器ごと入れ(段ボールは除く)溶かすと再利用できる。溶かせば品質には影響しないので、散布前に確認してから使用する。

◆農薬による河川水の汚染防止について

石灰硫黄合剤などの農薬による防除が始まる季節となった。農薬の調合液を作る時はラベルに書いてある希釈倍率と使用量を守るとともに、調整液が残らないように必要量だけ調整する。やむを得ず残ってしまった調整液や散布器具を洗浄した液は、散布ムラの調整等に利用し河川には絶対に流さない。

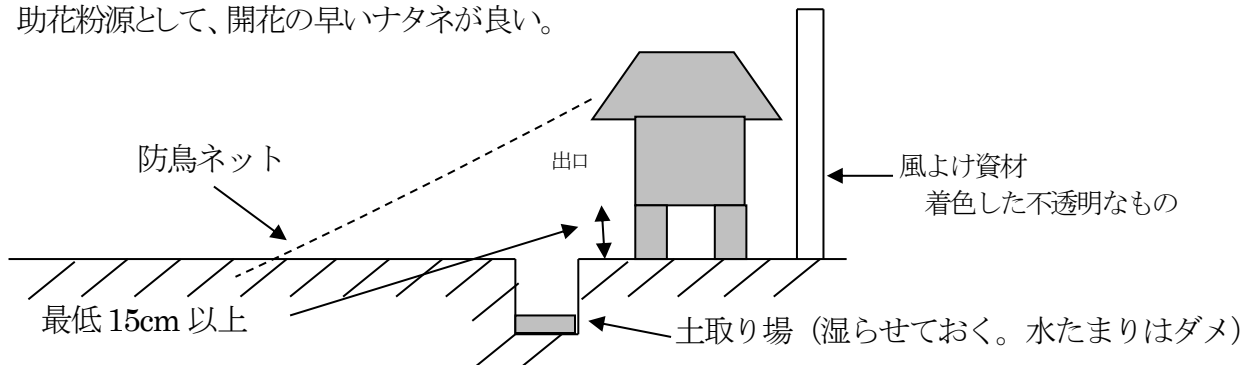
◆枝の飛び出しの確認について

公道や他人の住宅・圃場に枝が飛び出ていると、トラブルの原因になるので注意する。

1. 公道に枝が出ていると、車両等の交通を妨げとなる。また、他人の住宅・圃場に枝がでていると、公道上と同様に、予期せぬトラブルの要因となるので注意する。
2. 整枝剪定の際に処理する。安全で効率的に作業を行う上でも見直しを兼ねて圃場の周りを確認する。また、苗木の植え付けは、将来の樹冠(枝が伸びる場所)を想定して植え付ける。

◆マメコバチの管理について

1. 暖かくなると活動を始めます。温度の上がりやすいところでは、早く出すぎてしまうことがあるので注意
冷蔵庫で保管するなどして調節 流通センターの冷蔵庫の使用については各自でご相談ください
(冷蔵庫が使用できるか 保管料 期間など)
2. 80aに1群(行動範囲50～60m)設置
3. 巣から出てきたときに花粉源がないと定着しない。(リンゴの開花より約10日早く活動開始)
助花粉源として、開花の早いナタネが良い。



4. 巣となるヨシを更新し、カツオブシムシ、コナダニ等の天敵にやられないように！
ヨシの中に天敵が住み着く前に(できれば2年で)更新が良いのでハチが出た後に焼却する。
ヨシはキレイにカットされているものの方が入りやすい。
 5. 地上で(巣の前)交尾している最中に鳥に捕食されやすい。巣の前には防鳥ネットを設置する。
 6. 湿った土の取り場として深めの穴を掘り、営巣活動がしやすいようにする。水は溜めない。
 7. 風よけ(特に北風)を設置し、ハチが飛ばされないようにする。
 8. ミツバチに比べマメコバチは低温でも活動するが、巣はできるだけ日当たりの良い所へ設置する。
 9. 花が咲く下草は、凍霜害予防を兼ね、除草しておく。
 10. 初めて始める方は、実施している方をお願いして新しいヨシ巣を置かせてもらう。
- ※訪花昆虫保護の為に、殺虫剤は影響の少ない特定の剤のみ使用する。
また散布時間は温かい昼間でなく、ハチの飛ばない早朝で行うなど、影響が出ないように注意する。

◆営農情報配信システムについて

営農情報配信システムを運用開始し、気象災害に係わる情報の配信を実施しています。

新規利用申し込み、登録内容変更を受付けております。

1. 申込方法:各流通センター、JAファーム、営農資材センター 営農技術員まで
利用規約をご確認の上、新規利用申込書又は登録変更申込書に必要事項記載の上、提出下さい。
2. 申込期間:随時
3. 留意事項:申込書提出から、登録までお時間をいただきますので、ご承知おき下さい。
1組員1メールアドレスまでとなっています。また、迷惑メール対応は、各自でお願いいたします。

◆JA長野県農業情報サービス「アグリネット」の紹介について

パソコンやスマートフォンを利用し、「購買・販売お取引情報」「JAグリーン長野栽培情報 栽培アシスト情報」による注意喚起や栽培情報等の掲載「管内の気象観測情報(管内各地に設置された自動観測機)」を確認でき、組員皆様の営農活動に役立ちますので、ぜひご利用下さい。

お申し込みは、JAグリーン長野ホームページより。登録に関するお問い合わせは、「総合企画部」まで。

◆長野県GAPを实践しよう 《第4回》

今回は、長野県GAP(ギャップ)が国際水準化された変更点を確認しましょう。

旧長野県GAPは、令和7年3月で終了します。JAグリーン長野では、令和7年より、この新たなGAPに取り組みいたします。

1. 国際水準化により、追加された項目の抜粋 ※例で記載しています。

1) 農場経営管理〔追加〕

- ①組織体制・責任体制の整備 ②農場ルールの整備と周知 ③クレーム対応
- ④作業員への教育訓練 など

2) 人権保護〔追加〕

- ①人権侵害の防止 ②技能実習生など、外国人雇用時の環境整備 など

3) 食品安全〔既存項目に内容追加〕

- ①異物混入。アレルギーとの交差汚染の防止 ②掃除用具、洗浄剤の安全性の確認と適切な取り扱い
- ③信頼できる供給源からの種苗入手 ④隣接圃場からのドリフト回避 など

4) 労働安全

- ①家族間の話し合いに基づく家族経営の実施 ②労使間における意見交換の実施
- ③5Sの実施 など

5) 環境保全

- ①リスク管理に関する項目 など

次の QR コード又は WEB サイトより下記より「長野県適正農業機関
(第2版)」を確認できます。



https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/documents/kihan_1.pdf

2. 上記により、長野県GAP基準、長野県適正農業規範、長野県GAP生産者確認表が変更になりました。

3. 今までと運用方法は変わりません。

4. 生産者自身が自身の取り組みをチェックしてください。

項目は増えますが、これまで同様、自身に該当しない項目は、チェックの必要はありません。

5. チェックをする事が目的ではありません。「農産物や労働の安全性や環境の保全に向けて、適正でより良い農業を实践していく農業現場の改善活動です。**チェックをして、改善が必要な内容確認し、改善活動に取り組む事が目的です！**